



茨城県報

第 2523 号

平成25年9月19日

木曜日

目 次

告 示

ページ

●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定 による介護機関の変更等（福祉指導課）	2
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成 医療・更生医療）の指定（障害福祉課）	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神 通院医療）の指定（障害福祉課）	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成 医療・更生医療）の指定更新（障害福祉課）	6
●大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）	7
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（中小企業課）	8
●定款変更の認可（農村計画課）	12
●道路の区域の変更（道路維持課）	12
●道路の供用の開始（4件）（道路維持課）	13
（選挙管理委員会）	
●政治団体の設立届出	14
●政治団体の届出事項の異動届出	14
●政治団体の解散届出	15
●資金管理団体の指定届出	15
●資金管理団体の解散届出	16
●選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	16
公 告	
●県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）	20
●開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）	21
●落札者等の公示（4件）（下水道事務所）	21
（公安委員会）	
●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	23

告 示

茨城県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づく指定介護機関から、次のとおり変更及び休止・廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

申請（開設）者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
医療法人社団協栄会	訪問看護ステーションふたりしずか	水戸市石川1-4021-4	訪問看護 介護予防訪問看護	(所在地) 水戸市石川4-4039-26	0860190065	平成19年 8月25日	変更
医療法人社団協栄会	介護支援事業所ふたりしずか	水戸市石川1-4021-4	居宅介護支援事業	(所在地) 水戸市石川4-4039-26	0870100138	平成19年 8月25日	変更
医療法人八郷病院	医療法人八郷病院	石岡市東成井2719	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	(名称) 八郷病院通所リハビリセンター	0810510784	平成23年 7月21日	変更
音愛株式会社	ヘルパーステーションのあ	東茨城郡茨城町長岡4433-4	訪問介護 介護予防訪問介護	(所在地) 東茨城郡茨城町上石崎4557-510	0873101570	平成23年 9月20日	変更
竜ヶ崎市農業協同組合	竜ヶ崎市農協訪問介護センター	龍ヶ崎市8200	訪問介護 介護予防訪問介護	(名称) J A訪問介護センターいな穂	0870800216	平成24年 2月1日	変更
株式会社歩	訪問看護ステーションあゆむ	東茨城郡茨城町大戸3381-4	訪問看護 介護予防訪問看護	(申請者名称) 株式会社八重櫻 (申請者住所) 水戸市河和田町280-2 (所在地) 水戸市河和田町280-2	0863190104	平成24年 4月1日	変更
聖北会有限会社敬七商事	訪問看護ステーションやまびこ	笠間市八雲2-12-14	訪問看護 介護予防訪問看護	(所在地) 笠間市八雲2-1058-219	0863290029	平成24年 7月21日	変更
合同会社サトウコーポレーション	介護・24みと	水戸市笠原町1527-18 ジョージアンタウン笠原E-6	訪問介護 介護予防訪問介護	(名称) 介護の森	0870104205	平成24年 9月1日	変更

申請 (開設) 者の 名称	指定時の事業 所の 名称	指 定 時 の 事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
社会福祉法人 豊心の会	特別養護老人ホームアクティブライフさかど	水戸市酒門町字西割4390	短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所生活介護	(名称) 特別養護老人ホームアクティブハートさかど	0870101128	平成24年11月1日	変更
社会福祉法人 豊心の会	デイサービスセンターアクティブライフさかど	水戸市酒門町字西割4390	通所介護 介護予防通所介護	(名称) デイサービスセンターアクティブハートさかど	0870101136	平成24年11月1日	変更
社会福祉法人 豊心の会	アクティブライフさかど指定訪問介護事業所	水戸市酒門町字西割4390	訪問介護 介護予防訪問介護	(名称) アクティブハートさかど訪問介護事業所	0870101144	平成24年11月1日	変更
社会福祉法人 豊心の会	アクティブライフさかど居宅介護支援事業所	水戸市酒門町字西割4390	居宅介護支援事業	(名称) アクティブハートさかど居宅介護支援事業所	0870101276	平成24年11月1日	変更
株式会社ヘルスプランナー	訪問看護ステーションすみれ	水戸市元吉田町1745-67グリーンエイジコムロ103	訪問看護 介護予防訪問看護	(申請者住所) 水戸市笠原町1241-10	0860190180	平成24年11月27日	変更
日本ホスピタリティサービス株式会社	リハビリデイサービスポシブル筑西・寺上野	筑西市寺上野1178-11	通所介護 介護予防通所介護	(名称) Re笑サービスレストーレ明野	0872700463	平成25年3月15日	変更
日本ホスピタリティサービス株式会社	リハビリデイサービスレストーレ筑西	筑西市菅谷1637	通所介護 介護予防通所介護	(名称) Re笑サービスレストーレ下館	0872700562	平成25年4月1日	変更
日本ホスピタリティサービス株式会社	レストーレケアプランセンター	筑西市菅谷1637	居宅介護支援事業	(名称) レストーレ下館ケアプランセンター	0872700588	平成25年4月1日	変更
財団法人筑波麓仁会	介護老人保健施設そよかぜ	つくば市上横場2573-1	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	(申請者名称) 一般財団法人筑波麓仁会	0852080027	平成25年4月1日	変更
財団法人筑波麓仁会	訪問看護ステーションそよかぜ	つくば市上横場2573-1	訪問看護	(申請者名称) 一般財団法人筑波麓仁会	0862090040	平成25年4月1日	変更
財団法人筑波麓仁会	指定居宅介護支援事業所そよかぜ	つくば市上横場2573-1	居宅介護支援事業	(申請者名称) 一般財団法人筑波麓仁会	0872000120	平成25年4月1日	変更
財団法人筑波麓仁会	筑波学園病院訪問リハビリテーション	つくば市上横場2573-1	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	(申請者名称) 一般財団法人筑波麓仁会	0872001706	平成25年4月1日	変更
社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会	坂東市社協デイサービスセンター	坂東市山2721	通所介護 介護予防通所介護	(申請者住所) 坂東市辺田48	0872800081	平成25年4月1日	変更

申請(開設)者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会	坂東市社協 デイサービスセンター(岩井)	坂東市辺田48	通所介護 介護予防通所介護	(申請者住所) 坂東市辺田48	0872800305	平成25年 4月1日	変更
株式会社ファ インケア	ぼっかぼか	北相馬郡利根町 早尾字早尾台 610-1	居宅介護支援事 業	(名称) 居宅介護支援事 業所ぼっかぼか 利根	0874400377	平成25年 5月1日	変更
株式会社いっ しん	デイサービス ここいち谷田 部	つくば市谷田部 6130-1	通所介護	(所在地) つくば市台町2 -5-2	0872002225	平成25年 6月1日	変更
特定非営利活 動法人エプロ ン	グループホーム エプロンハ イム	結城市大字田間 1489-2	認知症対応型共 同生活介護	(申請者名称) 特定非営利活動 法人ホームホス ピス結城 (名称) グループホーム みんなの家	0870700226	平成25年 6月11日	変更
医療法人清風 会	医療法人清風 会訪問看護ス テーション愛 心会	坂東市沓掛411	訪問看護 介護予防訪問看 護	(申請者住所) 坂東市沓掛4527 -1 (所在地) 坂東市沓掛411 -1	0864390059	平成25年 7月11日	変更
株式会社ハー トラライフ	デイサービス ハートライフ	水戸市城東3- 2-23	通所介護 介護予防通所介 護	(名称) デイサービスハ ートライフ城東	0870104767	平成25年 7月31日	変更
合同会社あこ ーど	あこーど東海	那珂郡東海村村 松北1-9-11	居宅介護事業所 訪問介護 介護予防訪問介 護	(申請者住所) 那珂郡東海村村 松北1-2-32 (所在地) 那珂郡東海村村 松北1-2-32	0873301113	平成25年 8月12日	変更
医療法人社団 洗友会	つるみ歯科医 院	つくば市下河原 崎194-1	居宅介護支援事 業、訪問リハビ リテーション、 訪問看護、介護 予防居宅療養管 理指導、介護予 防訪問リハビリ テーション、介 護予防訪問看護	-	0832030886	平成19年 6月30日	廃止
茨城保健生活 協同組合	茨城保健生活 協同組合あお ぞら診療所	取手市新町6- 6-19	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導	-	0811710755	平成23年 11月30日	廃止
医療福祉生活 協同組合いば らき	あおぞら診療 所	取手市新町6- 6-19	訪問看護 居宅療養管理指 導 介護予防訪問看 護 介護予防居宅療 養管理指導	-	0811711316	平成25年 1月27日	廃止
高橋 卓夫	さくらみちク リニック	東茨城郡大洗町 桜道253	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導	-	0813111119	平成25年 3月31日	廃止

申請 (開設) 者の 名称	指定時の事業 所の 名称	指 定 時 の 事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
株式会社セントフォローカンパニー	SFC薬局クリニック通り店	水戸市酒門町1308-11	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0840142707	平成25年3月31日	廃止
アサヒサンクグリーン株式会社	井野ケアサービスセンター	取手市井野団地3-19-101	居宅介護支援事業 通所介護 介護予防通所介護	-	0871700456	平成25年3月31日	廃止
株式会社ケアサービス友愛	ケアサービス友愛	古河市下山町16-22	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0870400744	平成25年4月1日	廃止
合同会社祥	デイサービス祥	筑西市西方1700-1	通所介護 介護予防通所介護	-	0872700646	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	鹿嶋ふれあいケアプランセンター	鹿嶋市宮中2030-1	居宅介護支援事業	-	0872200340	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	鹿嶋ふれあいデイサービスセンター	鹿嶋市宮中2030-1	通所介護 介護予防通所介護	-	0872200357	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	鹿嶋ふれあいヘルプサービス	鹿嶋市宮中2030-1	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0872200373	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	鹿嶋ほほえみデイサービスセンター	鹿嶋市宮中2030-1	通所介護 介護予防通所介護	-	0872200597	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	デイサービスセンターふらっと	鹿嶋市小山1010-1	通所介護 介護予防通所介護	-	0872200654	平成25年4月30日	廃止
株式会社パソナソーシング	ヘルパーステーションふらっと	鹿嶋市小山1010-1	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0872200662	平成25年4月30日	廃止
株式会社さいど	ケアプランセンターすまいる	土浦市大岩田1287-1-203	居宅介護支援事業	-	0870302007	平成25年7月31日	廃止

茨城県告示第1065号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する 医療の種類	管理薬剤師の 氏 名	指 定 年月日
クオールつくばね薬局	桜川市岩瀬字山王42-2	薬局（調剤）	丸 川 彩 子	平成25年7月1日
コストコホールセールつくば倉庫店薬局	つくば市西平塚503-2	薬局（調剤）	中 山 裕 介	平成25年9月1日
ウエルシア薬局坂東岩井本町店	坂東市岩井2746	薬局（調剤）	木 内 綾 乃	平成25年9月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指 定年月日
ヤックスドラッグつくばみらい平薬局	つくばみらい市紫峰ヶ丘5-1-1	薬局(調剤)	小林 良太郎	平成25年9月1日

茨城県告示第1066号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定をしたので告示する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指 定年月日
医療法人社団健幸福会龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック	龍ヶ崎市大徳町1298-3大徳ヘルシービル1F	病院・診療所	島 倉 秀 也	平成25年9月1日
額賀医院	土浦市富士崎1-7-25	病院・診療所	額 賀 早智子	平成25年9月1日
青空ホームクリニック	つくば市千現1-23-8-5	病院・診療所	鯨 井 正 規	平成25年9月1日
花梨薬局岩間店	笠間市福島465-3	薬局(調剤)	矢 野 維	平成25年8月1日
ウエルシア薬局水戸堀町店	水戸市堀町878-3	薬局(調剤)	森 山 啓 輔	平成25年9月1日
ウエルシア薬局坂東岩井本町店	坂東市岩井2746	薬局(調剤)	木 内 綾 乃	平成25年9月1日
ウエルシア薬局鹿嶋緑ヶ丘店	鹿嶋市緑ヶ丘4-6-7	薬局(調剤)	吉 村 晋 輔	平成25年9月1日
茨大前薬局	水戸市袴塚3-6-26山野ビル1F	薬局(調剤)	澤 志 信	平成25年9月1日

茨城県告示第1067号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定更新をしたので告示する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	口腔	相 馬 誠 司	平成25年4月1日
小松整形外科医院	ひたちなか市津田3245-1	整形外科	小 松 満	平成25年4月1日
久保田病院	石岡市行里川26-3	整形外科	早 船 佳 文	平成25年2月15日
一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	形成外科	相 馬 誠 司	平成25年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
医療法人五合会常陸クリニック	笠間市旭町472-1	腎臓	井 莉 正	平成25年 10月1日
医療法人社団愛和会前田病院	鹿嶋市宮中5201	腎臓	前 田 和嘉一	平成25年 4月1日
川村矯正歯科	守谷市中央3-10-1 ナカムラビル 2F	歯科矯正	川 村 全	平成25年 10月1日
今川薬局水海道店	常総市新井木町122-10	薬局(調剤)	湯 本 薫	平成25年 9月1日
三誠堂薬局森の里店	つくば市森の里47-11	薬局(調剤)	三 浦 孝 子	平成25年 3月1日
アルファーム薬局桜ヶ丘店	東茨城郡茨城町奥谷1090-3	薬局(調剤)	小 倉 昌 久	平成25年 4月1日

茨城県告示第1068号

大規模小売店舗舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社スーパーホンダ

代表取締役 本 多 喜 惣

(2) 住所

小美玉市堅倉870番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー美野里店

小美玉市堅倉871番1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前8時

(変更後) 午前7時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分～午後9時15分

(変更後) 午前6時45分～午後9時15分

(3) 変更する年月日

平成25年11月6日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原二丁目31番31号	森 田 剛

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,980㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 113台
 (イ) 駐輪場の収容台数 15台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 86㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 33㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 午後9時
 (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
 7箇所
 (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後7時

3 届出年月日

平成25年9月9日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1069号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ常陸太田店

常陸太田市馬場町56番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成25年7月16日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	遠 藤 裕 之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年3月5日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,103㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 87台
- (イ) 駐輪場の収容台数 30台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 45㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 15㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前9時30分
 (閉店時刻) 午後9時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時～午後9時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前8時～午後9時

キ 届出年月日

平成25年7月4日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
常陸太田市	1 防犯対策への協力について 駐車場等へ防犯カメラを設置するなど、 店外における防犯対策を図ること。 2 青少年の非行防止対策への協力について 「青少年の健全育成に協力する店」の登 録及び登録要項における登録店の実施事項 の遵守 (継続)	1 店舗外における犯罪の抑止のため、駐 車場等に防犯カメラを設置し、本市の治 安維持のため、協力を依頼するものであ る。 2 「青少年の健全育成に協力する店」へ の登録を引き続きお願いし、青少年に関 わりの深い関係店舗の社会環境健全化へ の関心を高めるとともに、青少年の健全 育成に向けた体制の確立を図るため、協 力を依頼するものである。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第1070号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホームマックススーパーデポ鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成25年8月1日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミパワーセンター鹿嶋店

(変更後) (仮称) ホームマックススーパーデポ鹿嶋店

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 鹿嶋市宮中2002番地 外

(変更後) 鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地 外

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成25年7月19日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
鹿嶋市	街並みづくり等への配慮等 国道124号沿道花壇の花植え（春・秋の2回）及び管理（水遣り・除草作業）に協力すること。	「ふれあい大通り（国道124号）をきれいにする会」が主催する「花いっぱい運動」を通して周辺地域の住民と共に、「みどり豊かなまちづくり」を形成するため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1071号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホームックスーパーデポ鹿嶋店

鹿嶋市大字宮中字新町附2002番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成25年 8 月 1 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,697㎡

(変更後) 8,358㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 231台

(変更後) 239台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 85台

(変更後) 55台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 50㎡

(変更後) 132㎡

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 86㎡

(変更後) 41㎡

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前 9 時 (一部午前 9 時30分)

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後 8 時)

(変更後) (開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 午後10時

(キ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

(変更後) 午前 6 時45分～午後10時15分

(ク) 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 届出年月日

平成25年 7 月19日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
鹿嶋市	1 駐車需要の充足等交通に係る事項(経路の設定) 国道124号を使い、当該店舗に出入する右折車両に対し、注意喚起を呼びかけること。(例として誘導看板等の設置。)	1 国道124号を使って当該店舗に出入する際、信号のない箇所中央分離帯を介しての横断を行う車両が多く見られる。この行為によって、後続車が停滞する場面が見られ危険であるため。

	<p>2 防災対策への協力</p> <p>(1) 災害発生時において、鹿嶋市が行う応急対策（住民避難・災害情報提供等）へ協力すること。</p> <p>(2) 敷地内防火水槽撤去後の防火水利の確保を図ること。</p> <p>3 騒音の発生に係る事項</p> <p>(1) 騒音規制法上の送風機の定格出力が7.5キロワット以上のものは、第2種区域内では午後9時から午前6時まで45デシベル以下になるように配慮すること。</p> <p>(2) 早朝に拡声機等を使用する場合は、周辺住民の生活環境に影響が出ないように配慮すること。</p> <p>4 街並みづくり等への配慮等</p> <p>国道124号沿道花壇の花植え（春秋の2回）及び管理（水遣り・除草作業）に協力すること。</p>	<p>2 災害対策基本法や東日本大震災の主な教訓から、市民（民間事業者）との連携強化が求められているため。</p> <p>また、以前の開発行為で設置された防火水利を撤去され、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）による消防水利がないため。</p> <p>3</p> <p>(1) 騒音規制法上給排気口の定格出力が7.5キロワット以上のものは、第2種区域で午後9時から午前6時まで45デシベル以下に抑えることが騒音規制法により制限されているため。</p> <p>(2) 屋外に向けて拡声機を使用する時は、午後6時から翌日の午前9時まで使用しないことが騒音規制法等により制限されているため。</p> <p>4 「ふれあい大通り（国道124号）をきれいにする会」が主催する「花いっぱい運動」を通して周辺地域の住民と共に、「みどり豊かなまちづくり」を形成するため。</p>
--	--	---

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第1072号

江連八間土地改良区から平成25年8月29日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年9月12日認可した。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 つくば真岡線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市下河原崎字西原726番2から つくば市下河原崎字三夜下442番1まで	旧	メートル 最大 30.0 最小 18.5	メートル 620	現 道 拡 幅
		新	最大 40.6 最小 26.2	

茨城県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大津港停車場線
- 2 供用開始の区間 北茨城市大津町北町2丁目13地先から
北茨城市大津町北町字藤野腰1010番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月26日

茨城県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 銚田市鳥栖2531番1地先から
銚田市鳥栖2528番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月19日

茨城県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 銚田市鹿田字小路南557番2地先から
銚田市鹿田字権現塚602番9地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月19日

茨城県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 子生茨城線
- 2 供用開始の区間 銚田市鹿田字中宿566番地先から
銚田市鹿田字小路南546番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月19日

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成25年8月1日から31日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新しい東海村を創る会	山田 修	根本 暁	那珂郡東海村舟石川駅東1-1-23フェリーチェヴィータ405号室					H25.8.1
やまだ修後援会	根本 暁	岡田 裕昭	那珂郡東海村舟石川駅西4-3-5ミキハウス内					H25.8.2
桜川市政一新の会	谷島 毅	鈴木 孝和	桜川市富士見台1-43					H25.8.20
茨城県医師連盟結城支部	大木 準	池羽 一紀	結城市大字結城9629番地1結城病院内					H25.8.30

茨城県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況 (平成25年 8 月 1 日から31日まで)

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	民主党茨城県第1区総支部			水戸市白梅1-7-21 都市環境開発ビル2F					H25.8.1
旧				水戸市中央1-5-6					
新	稲葉貴大後援会	山本 一雅							H25.8.7
旧		渡辺 勉							
新	貴榮会	千野 広武							H25.8.7
旧		渡辺 勉							
新	いなば貴大後援会								H25.8.14
旧	稲葉貴大後援会								
新	明るい民主県政をつくる会		中山 弘子						H25.8.19
旧			田中 英男						
新	大塚ひでき後援会	小林 正紀							H25.8.20
旧		細谷 重男							

茨城県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 9 月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況 (平成25年 8 月 1 日から31日まで)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党茨城県参議院選挙区第三支部	長谷川 大 紋	富 田 俊 一	桜川市上野原地新田246-1	H25.8.30
長谷川たもん後援会	狩 野 安	池 田 正 文	桜川市上野原地新田246-1	H25.8.30
明政クラブ	長谷川 大 紋	富 田 俊 一	桜川市上野原地新田246-1	H25.8.30

茨城県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 9 月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況 (平成25年8月1日から31日まで)

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
山 田 修	東海村長	新しい東海村を創 る会	那珂郡東海村舟石川駅東1-1-23 フ ェリーチェヴィータ405号室	H25.8.1

茨城県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体解散の状況 (平成25年8月1日から31日まで)

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
長谷川 大 紋	参議院議員	明政クラブ	桜川市上野原地新田246-1	H25.8.30

茨城県選挙管理委員会告示第107号

平成25年5月19日執行の河内町長選挙に係る選挙の効力に関し、茨城県稲敷郡河内町生板4486野高貴雄(71歳)から審査の申立てがあったので、当委員会は次のとおり裁決した。

平成25年9月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

裁第1号

裁 決 書

茨城県稲敷郡河内町生板4486

審査申立人 野 高 貴 雄

上記審査申立人代理人

茨城県龍ヶ崎市一丁目15番地3

藤田ビル 眞鍋・大関法律事務所

弁 護 士 眞 鍋 涼 介

弁 護 士 武 智 裕 子

弁 護 士 岡 田 友 佑

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成25年7月17日付けで提起された平成25年5月19日執行河内町長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 申立ての趣旨

申立人は、本件選挙について、平成25年5月31日付けで河内町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し、選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたが、町委員会は同年7月3

日付けで本件異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

そこで、申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てをしたものである。

第 2 申立ての理由

1 平成25年5月19日に本件選挙が執行されたが、立候補したのは、申立人と雑賀正光（以下「雑賀候補」という。）の2人であり、即日開票された結果、申立人は3015票、雑賀候補は4016票で、雑賀候補が当選した。

2 本件選挙に際し、「さいが正光後援会」（会長宮本秀樹）は、政治活動用として2種類以上のビラを河内町の区域内に頒布した。

(1) 討議資料「さいが正光後援会 v o l . 1」と題するビラ（以下「本件ビラ1」という。）には、平成25年3月14日に行われた河内町定例議会一般質問で、「野高町長から補助金交付の見返りに多額の現金を要求されたことを指摘した」との記載がある。

(2) 討議資料「行財政改革待ったなし!」と題するビラ（以下「本件ビラ2」という。）には、「税金のムダづかひや談合を止めさせ、コネ社会や利権政治に終止符を打ちます」との記載がある。

(3) 本件ビラ1は、河内町の区域内に広範に頒布され、申立人の後援会によって117枚回収された。

本件ビラ2もまた河内町の区域内に広範に頒布され、申立人の後援会によって13枚回収された。

(4) ア 雑賀候補の父、雑賀正幸氏（以下「正幸氏」という。）が河内町の家富氏宅、根本氏宅、片岡氏宅の計3軒に饅頭3パックを持参し、また、林氏宅にレンコンを持参し、それぞれ雑賀候補への投票を依頼したが、申立人の後援会は、平成25年4月20日頃、そのことを知った。

イ 正幸氏と「さいが正光後援会」の会長である宮本秀樹氏（以下「宮本会長」という。）が、平成25年4月30日午後3時ないし4時ごろ、河内町源清田所在の朝日奈實氏宅に味付け海苔2袋を持参し、雑賀候補への投票を依頼した。

ウ 平成25年5月4日午後4時頃、正幸氏と宮本会長が、河内町長竿所在の小更菊夫氏宅に焼海苔1袋を持参し、雑賀候補への投票を依頼した。

エ 平成25年5月4日、正幸氏が河内町生板丸田地区にある菅生光一氏宅に焼海苔1袋を持参し、雑賀候補への投票を依頼した。

(5) 平成25年4月26日、申立人の支援者篠崎正氏（以下「篠崎氏」という。）が、(4)アで述べた饅頭とレンコンを町委員会へ持参し、正幸氏の(4)で述べた行為は公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）で禁止されている買収行為に該当するから、選挙の自由公正を確保するため、正幸氏に警告するよう求めた。

また、申立人の後援会事務局長である古手誠一氏（以下「古手事務局長」という。）も、平成25年4月30日、本件ビラ1を町委員会へ持参し、本件ビラ1の上記(1)の記載は真実に反し、また申立人の名誉を毀損するものであり、選挙の自由公正を阻害するから、「さいが正光後援会」に対し、本件ビラ1の頒布を止めるようにとの警告を行うよう町委員会に求めた。

しかしながら、上記それぞれの警告をするようにとの申し入れに対し町委員会は警告を発しなかったが、これは、選挙管理の任にある機関が職務を怠ったことに該当する。

(6) 町委員会が上記(5)の警告を発しなかった結果として、河内町全域に本件ビラ1及び本件ビラ2が頒布され、また、相当広範囲に白昼堂々と買収行為が行われたから、本件選挙においては選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたので、本件選挙は、公選法第205条に該当し無効である。

(7) なお、本件選挙の有権者1106人が本件ビラ1が河内町の各戸に頒布されていた旨及び雑賀候補の陣営が買収行為を行っていたとの話を聞いている旨の上申書に署名していることから、上記(6)のように本件ビラ1が河内町全域に頒布され、また相当広範囲に買収行為が行われたことは明らかである。

第 3 町委員会の弁明

弁明書及び本件異議の申出に対する決定書から次のとおり認否しているものと認められる。

- 1 申立理由 1 は認める。
- 2 申立理由 2 のうち、
 - (1), (2) は認める。
 - (3) のうち、回収されたビラの数 は認めるが、その余は争う。
 - (4) はすべて争う。
 - (5) は、警告を行うよう申し入れがあったことは認める。
 - (6), (7) のうち、1106 人の有権者が上申書に署名していることは認めるが、その余は、否認する。

第 4 証拠

- 1 申立人が本件異議の申出の際に町委員会に提出した証拠
 - ア 討議資料「さいが正光後援会 v o l . 1」(甲 1)
 - イ 討議資料「行財政改革待ったなし！」(甲 2)
 - ウ 1106 名が署名した上申書 (甲 3)
 - エ 味付け海苔と焼海苔の写真 (甲 4)
- 2 町委員会提出の証拠
 - ア 異議申出書 (乙 1)
 - イ 決定書 (乙 2)
 - ウ 「野高たかお後援会」発行の「真実はひとつ」と題する書面 (乙 3)
 - エ 「野高たかお後援会」発行の号外「懲罰特別委員会が除名決定」と題する書面 (乙 4)
- 3 当委員会が職権で取得した証拠
 - ア 平成 25 年第 1 回河内町議会定例会会議録第 2 号 (丙 1)
 - イ 平成 25 年 6 月 1 日発行かわち議会だより (抜粋) (丙 2)

第 5 当委員会の判断

当委員会は、本件審査の申立を適法なものとして認めこれを受理し、町委員会から弁明書及び上記第 4 に掲げた証拠を、申立人からは反論書を徴し、慎重にこれを審理した。

- 1 選挙の効力について
 - (1) 選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。
 - (2) この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」とされている (最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日判決)。
 - (3) しかしながら、「かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」とされている (前掲最高裁判所判例)。

すなわち、選挙の取締規定違反行為は、直ちに「選挙の規定に違反する」ものではないが、そのような違反行為の結果、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場

合には、選挙の自由公正が失われたものとして選挙が無効となることがある。

(4) 以上のような観点から、申立人の主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

2 申立て理由 1 について

平成25年5月19日、本件選挙が執行され、現職の申立人と河内町議会議員の雑賀候補が立候補し争ったが、雑賀候補が4016票、申立人が3015票をそれぞれ獲得し、雑賀候補が当選したことは争いが無い。

3 申立て理由 2 の(1)乃至(3)について

本件ビラ 1 及び本件ビラ 2 に、申立人主張の内容の記載があることは認められる。

本件ビラ 1 の申立人主張の記載内容は、平成25年3月14日の河内町議会定例会一般質問における議論の中で雑賀候補が発言したものであるが、この発言については河内町議会の会議録(丙1)にも記載され一般にも公開されている。このように会議録に記載されたものと同じ内容を政治活動用ビラである本件ビラ 1 に記載したからといって、名誉毀損罪に当たるものではない。

また、雑賀候補の上記発言によって懲罰特別委員会が設置され、同委員会において雑賀候補を除名処分とすることが決定された(乙4)が、これは地方自治法(昭和22年法律第67号)第132条にいう「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という規定に抵触し懲罰を科すべきかどうかを審査した結果決定された処分であり、発言内容が虚偽であったことを認定して下された処分ではない。

なお、平成25年5月8日に開かれた河内町議会臨時会では、懲罰特別委員会決定の除名処分案は否決され、代わりに雑賀候補に一日間の出席停止の懲罰を科することが決定されている(丙2)。

そして、上記雑賀候補の発言や本件ビラ 1 の記載に関して、名誉毀損罪あるいは虚偽事項の公表罪の刑事事件として雑賀候補が刑事上の訴追を受けたり、裁判所が判決を下したりしたような事実はない。

以上のとおり、本件ビラ 1 の申立人主張の記載内容が虚偽であり、名誉を毀損するものであると決め付けることはできない。

次に本件ビラ 2 の申立人主張の記載内容についてであるが、この内容は申立人の町政運営を批判したものとも読める一方、雑賀候補の主義主張を述べているようにも読めるから、言論の自由の範疇であり、名誉毀損に当たるものではない。

次に本件ビラ 1 及び本件ビラ 2 の頒布の状況であるが、申立人の後援会によって回収された本件ビラ 1 が117枚、本件ビラ 2 が13枚あることは認められ、さらにそれ以上の数が頒布された可能性も考えられるが、証拠上、どのくらいどの場所に頒布されたかは明らかではない。

このこととそれらビラの内容からしても、本件選挙においては、違法文書図画の頒布による選挙の自由公正を著しく阻害する事実があったとは認められない。

4 申立て理由 2 の(4)について

申立人主張の行為が事実とすれば、公選法の買収罪に問われるものであるが、本件選挙においては、買収罪により刑事上の訴追を受けた者がいたというような事実は認められないから、買収行為があったと断定することはできない。

5 申立て理由 2 の(5)について

篠崎氏が、饅頭及びレンコンを町委員会に持ち込んで、町委員会に警告を行うよう申し入れを行ったことは認められる。また、古手事務局長が本件ビラ 1 を町委員会に持ち込んで、町委員会に警告を行うよう申し入れを行ったことも認められる。

そして、これらの申し入れの際、町委員会は、上記申し入れを行った者が警察にも相談していることを確認し、警察がすでに情報を入手していることを確認したことも認められる。

しかしながら、違法文書図画の頒布や買収行為の取り締まりは警察が行うものであり、選挙管理委員会にはそのような取り締まりをする権限はないので、選挙管理委員会が当該違法文書図画の頒布や買収行為があったという情報を得た場合に警告を発せず、その旨の情報を警察に提供するのみであっても、職務執行を怠ったということにはならない。

よって、上記申し入れに対して、町委員会が警告を発しなくても、職務執行を怠ったということにはならない。

6 申立て理由2の(6)について

本件ビラ1及び本件ビラ2に申立人の主張の内容が記載されていることは明らかであるが、一方、申立人の後援会もこれに反論するビラ(乙3)を頒布している。

選挙人は、それぞれの候補者の政策や業績などを検討し、またこれらのビラも投票行動を決定するに当たって参考にしたかもしれないが、双方から対立する内容のビラが配られていることや、記載の内容が真実かどうか明らかになっていないことなどからすれば、これらのビラのみによって投票の意思を決定したとは言えないから、選挙法の理念である自由公正の原則を著しく阻害されたとは到底言えない。

また、買収行為の有無の問題もあるが、このような行為については、公選法は個別的に処罰することによって選挙の公正さを保つことを趣旨とするものであって、仮に申立て理由2の(4)に掲げる程度の違反があったとしても、選挙を無効としなければならないものではない。

さらに、前項で記載したとおり、町委員会に管理執行違反があったとは言えないから、いずれにせよ公選法第205条に該当し本件選挙を無効とすべき事実はない。

7 申立て理由2の(7)について

上申書(甲3)には、『野高町長から補助金交付の見返りに多額の現金を要求された。』などと、あたかも野高貴雄候補が、町長としての職務を行うに関し、賄賂を要求したかのような真実に反する記載がなされた文書が広範に頒布されていました。『今回の選挙においては雑賀正光候補の陣営が、買収行為を行っていたとの話も聞いています』などと記載されているが、これらは具体性がなく抽象的であり又は伝聞に過ぎないから、『広範な頒布』や『広範な買収』を立証しているとはいえない。

第6 結論

以上のとおり、本件選挙を無効とする申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成25年9月11日

茨城県選挙管理委員会

委員長 大 津 晴 也

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営飯富岩根地区土地改良事業(畑地帯総合整備事業・農業用用水)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87

条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営飯富岩根地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年9月20日から平成25年10月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字吉原字赤太郎2045番2, 2056番4

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市城ノ内4丁目14番地2 アークヒルズⅡ201号

青 山 孝 敏

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字藤浪2330番1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町1737番地3

三 浦 喜 行, 三 浦 和 子

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年9月19日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 井 坂 良

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成25年8月21日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ウォーターエージェンシー茨城営業所 茨城県水戸市堀町1163番地17
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
1,678,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく一般競争入札総合評価方式
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日
平成25年6月17日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年9月19日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 井 坂 良

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成25年8月22日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ウォーターエージェンシー茨城営業所 茨城県水戸市堀町1163番地17
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
1,493,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく一般競争入札総合評価方式
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成25年6月17日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年9月19日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 井 坂 良

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成25年 8 月21日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿島都市開発株式会社 茨城県神栖市大野原 4 丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
415,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく一般競争入札総合評価方式
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
平成25年 6 月17日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 9 月19日

茨城県西流域下水道事務所長 瀬 川 潔

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県西流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県西流域下水道事務所 茨城県下妻市中居指933- 1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成25年 8 月21日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
クボタ環境サービス株式会社 東京都台東区松が谷一丁目 3 番 5 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
726,900,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく一般競争入札総合評価方式
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
平成25年 6 月17日

(公 安 委 員 会)

●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。) 第 1 条の規定による技能検定員審査及び第10条第 1 項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第 2 条及び第10条第 2 項の規定により公示する。

平成25年 9 月19日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

- 1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査 (大型)
- イ 技能検定員審査 (中型)
- ウ 技能検定員審査 (普通)
- エ 技能検定員審査 (大特)
- オ 技能検定員審査 (大自二)
- カ 技能検定員審査 (普自二)
- キ 技能検定員審査 (牽引)
- ク 技能検定員審査 (大型二種)
- ケ 技能検定員審査 (中型二種)
- コ 技能検定員審査 (普通二種)

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査 (大型)
- イ 教習指導員審査 (中型)
- ウ 教習指導員審査 (普通)
- エ 教習指導員審査 (大特)
- オ 教習指導員審査 (大自二)
- カ 教習指導員審査 (普自二)
- キ 教習指導員審査 (牽引)
- ク 教習指導員審査 (大型二種)
- ケ 教習指導員審査 (中型二種)
- コ 教習指導員審査 (普通二種)

2 審査の日程等

平成25年10月22日 (火) から25日 (金) までの4日間, 別表「技能検定員等審査日程表」のとおり行う。

3 審査の場所

(1) 実技試験及び面接試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3783-3
茨城県警察運転免許センター

(2) 筆記試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3814-9
茨城県指定自動車教習所協会

4 申請手続

(1) 申請

申請者本人が, 次の提出書類を持参して行うこと。

- ア 審査申請書
- イ 住民票
- ウ 履歴書
- エ 運転免許証の写し (申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。)
- オ 規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは, そのことを証明する書類

(2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

平成25年9月24日(火)から10月4日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分までの間

(3) 申請先

東茨城郡茨城町長岡3783-3

茨城県警察運転免許センター内 交通部運転免許課教習所指導係

電話 029-293-8811 (内線341・342)

5 その他

申請に当たっては、茨城県警察関係手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第53号)に定める審査手数料として、その金額に相当する茨城県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。

別表

技能検定員等審査日程表

審 査 種 別		日 程	
技 能 検 定 員	技能検定員審査(大型)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から
		実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から
	技能検定員審査(中型)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から
		実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から
	技能検定員審査(普通)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から
		実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から及び
			10月25日(金) 午前10時30分から
	技能検定員審査(大特)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から
		実技審査	10月23日(水) 午前8時30分から及び
技能検定員審査(大自二)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から及び	
		10月25日(金) 午前10時30分から	
技能検定員審査(普自二)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から及び	
		10月25日(金) 午前10時30分から	
技能検定員審査(牽引)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月23日(水) 午前8時30分から及び	
		10月24日(木) 午前10時30分から	
技能検定員審査(大型二種)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から	
技能検定員審査(中型二種)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から	
技能検定員審査(普通二種)	筆記審査	10月22日(火) 午前9時から	
	実技審査	10月24日(木) 午前10時30分から及び	
		10月25日(金) 午前10時30分から	

審 査 種 別		日 程	
教 習 指 導 員	教習指導員審査 (大型)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月22日 (火) 午後1時30分から 10月24日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (中型)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月22日 (火) 午後1時30分から 10月24日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普通)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月22日 (火) 午後1時30分から 10月25日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (大特)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月22日 (火) 午後1時30分から 10月23日 (水) 午前8時30分から
	教習指導員審査 (大白二)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月25日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普自二)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月25日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (牽引)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月22日 (火) 午後1時30分から 10月23日 (水) 午前8時30分から
	教習指導員審査 (大型二種)	筆記審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月24日 (木) 午前10時30分から及び 10月25日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (中型二種)	筆記審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月24日 (木) 午前10時30分から及び 10月25日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普通二種)	筆記審査 実技審査	10月22日 (火) 午前9時から 10月24日 (木) 午前10時30分から及び 10月25日 (金) 午前10時30分から

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)